

中小企業等経営強化法の経営力向上設備および先端設備等にかかる

工業会証明書発行手続のご案内

※当協会へ工業会証明書発行を申請いただく前に、中小企業庁や申請先の各市町村による案内等をもとに
経理ご担当や税理士と十分な事前確認を行ってください。

※当協会では工業会証明書発行業務のみを担当しており、制度内容のお問合せには対応致しかねます。

当協会では現在、「中小企業等経営強化法の経営力向上設備等に係る生産性向上要件証明書」（以下、証明書）を発行しております。

※証明書発行申請前に、発行要件を必ずご確認くださいますようお願い申し上げます。

※先端設備等導入計画による固定資産税の特例措置については、2023年4月より新しい特例（以下「新固定特例措置」という）が創設されました。新固定特例措置では、工業会証明書ではない書類を税の適用を受ける事業者が提出することになりますので、工業会証明書の発行は不要となります。詳細は下記のURLよりご確認ください。

経営サポート「先端設備等導入制度による支援」 <https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/seisansei/index.html>

1. 当協会による工業会証明書発行対象

【証明書発行対象となる設備】

経済産業省の工業会リストに当協会担当と記載された細目で、かつ、溶接・接合・切断加工に関わる設備

【発行要件】

証明書発行対象設備のうち、当協会が下記要件①・②を満たすと判断したもの

- | | |
|--|--|
|  ① 一定期間内（10年以内）に販売が開始された「機械及び装置」に該当する設備
 ② 設備メーカー（以下、メーカーという）の一代前モデルと比較して生産性が年平均1%以上向上している設備
 ③ 「機械及び装置」のうち、取得価額が単品160万円以上の設備 | <u>※設備ユーザー（以下、ユーザーという）が現在使用しているモデルとの比較ではありません。</u> |
|--|--|

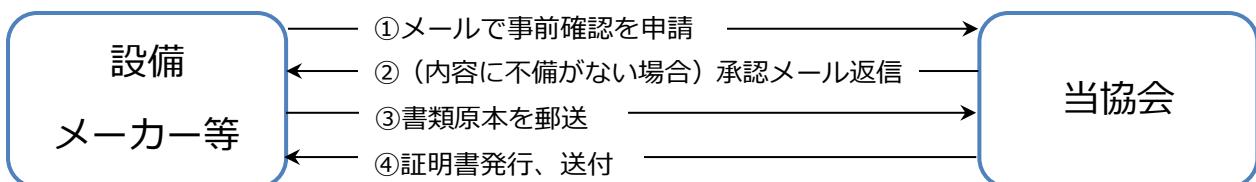
※要件③については当協会で判断を行いません。ユーザーが市町村へ申告した際に判断されます。

当協会からの証明書発行によって税制措置の適用が認定されるものではないことをご留意ください。

証明書発行申請にあたっては中小企業庁HPも事前にご一読ください。

➤ 「工業会証明書の取得の手引き」 <http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/kougyoukai.html>

2. 証明書発行申請の流れ



①メールで事前確認申請

受付窓口メールアドレス…「kazeitokurei@jwes.or.jp」

※2021年6月より、「sentan@jwes.or.jp」のアドレスを廃止しました。

メーカーは①（様式1）証明書・②（様式2）チェックリスト・③生産性向上の根拠資料の3点を上記メールアドレスへ添付して事前確認を受けてください。

※メーカーが申請者となります。設備ユーザーではありません。

- ・メールに添付するもの…①（様式1）証明書
- ②（様式2）チェックリスト
- ③生産性向上の根拠資料

※生産性向上の根拠資料…カタログ・仕様書など、以下4点が明記されている資料をご提出ください。

- ・当該モデル発売開始年月
- ・　　〃　指標数値
- ・一代前モデル発売開始年
- ・　　〃　指標数値

②③発行承認の返信、および原本送付

書類に不備がないことが確認でき次第、当協会より承認メールを返信致します。

当協会からの承認メールを受領した後、以下の必要書類4点を郵送してください。

- ・郵送するもの…①（様式1）証明書原本
- ②（様式2）チェックリスト
- ③生産性向上の根拠となる資料
- ④切手を貼付した返送用封筒

・送付宛先…〒101-0025 東京都千代田区神田佐久間町4-20

一般社団法人日本溶接協会 業務部 工業会証明書発行担当 宛

④証明書発行、送付

当協会は送付された証明書（様式1）に押印の上、メーカーへ返送します。メーカーは当協会から郵送された証明書をユーザーへお渡しください。証明書発行後にユーザーの方で行う税制措置申請の手続については、中小企業庁や申請先の市町村等へご確認いただきますようお願い申し上げます。

証明書発行～経営力向上計画認定～設備取得、税務申告までのスケジュールは「中小企業等経営強化法に基づく支援措置活用の手引き」にてご確認ください。

➤ 経営サポート「経営強化法による支援」 <https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/>

※証明書発行に関するご留意事項

- ・申請手続に則っていない場合や当協会が必要と判断した根拠資料が提出されない場合、内容について合理的な説明がなされない場合は、証明書は発行されません。
- ・提出いただいた書類に不備がある場合、修正依頼等で承認までに時間を要することがあります。
- ・送付先、請求書の宛名はメーカー証明欄に記載された企業のご担当者となります。第三者への送付はできません。
- ・証明書発行手数料は次頁の通りです。原本発行時に請求書を同封しますので、指定銀行口座へ振込をお願い致します。恐縮ですが振込手数料については申請メーカー様でご負担ください。

【証明書 1 枚あたりの発行手数料】

・当協会会員※	: 1,100 円 (税込・送料別)
・非会員	: 16,500 円 (")

※当協会会員とは当協会 HP の会員一覧表に記載のある企業を指します。

➤ 「日本溶接協会 会員一覧」 <http://www-it.jwes.or.jp/kain/kaindsp.jsp>

4. 証明書発行申請に関する Q&A

Q1. 様式 1 の「設備の用途又は細目」欄には何を記入したらよいか。

A1. 当協会が証明書を発行できる用途は以下の通りです。いずれを記載するかは、ユーザー様のご判断となります。

・家具又は装備品製造業用設備	・鉄鋼業用設備
・非鉄金属製造業用設備	・金属製品製造業用設備
・はん用機械器具製造業用設備	・生産用機械器具製造業用設備
・電気機械器具製造業用設備	・輸送用機械器具製造業用設備
・業務用機械器具製造業用設備	・その他の製造業用設備

「設備の用途又は細目」の記載にあたっては、次ページの各 URL もあわせてご確認ください。

➤ 「対象資産区分および対応工業会等リスト」

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/kougyoukai.html>

Q2. 生産性向上はどのように示せばよいか。

A2. 計算式は以下の通りです。**指標数値および販売開始年は提出いただく根拠資料に明記されている必要があります。**

a. 当該モデル指標数値 > 一代前モデル指標数値 の場合

(当該モデル指標数値 - 一代前モデル指標数値) / (一代前モデル指標数値)

× 100 / (当該モデル販売開始年 - 一代前モデル販売開始年)

b. 当該モデル指標数値 < 一代前モデル指標数値 の場合

(1 / 当該モデル指標数値 - 1 / 一代前モデル指標数値) / (1 / 一代前モデル指標数値)

× 100 / (当該モデル販売開始年 - 一代前モデル販売開始年)

Q3. 生産性向上の比較対象となる一代前モデルが存在しないが、申請は可能か。

A3. 新設会社や全くの新規事業分野での第 1 号商品であることを事業経過等から明確に証明できる書類が必要となります。可能な限り過去の類似設備と比較を行っていただきますようお願い致します。

Q4. 証明書発行申請から承認までどの程度時間がかかるか。

A4. 申請受付から承認まで 3 週間程度を目安としております。申請到着順に確認を進めておりますので、急ぎの依頼や進捗確認には対応できません。

Q5. 証明書を紛失・破損したが、再発行は可能か。

A5. 初回発行時の証明書整理番号を記載の上、メールにて再発行依頼をお願い致します。

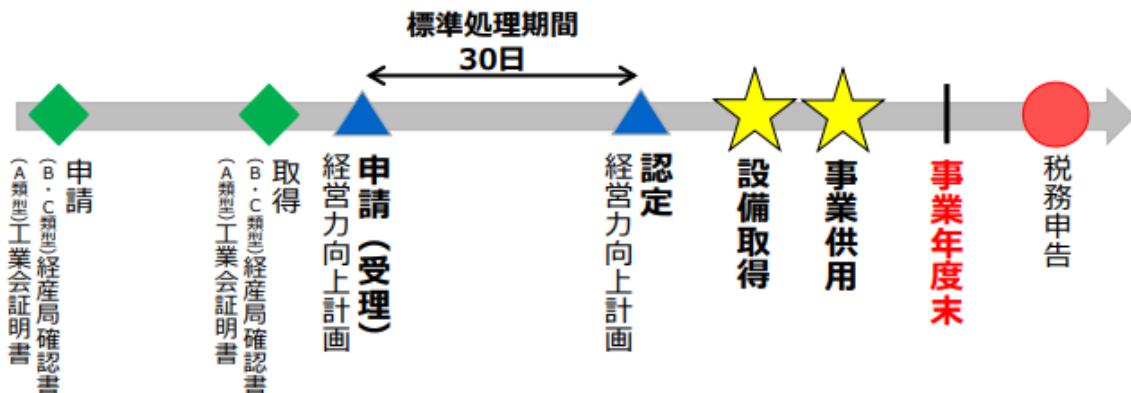
なお再発行に際しては再発行事務手数料がかかります。

【再発行事務手数料】 ※新規発行にかかる事務手数料ではございません。ご注意ください。

・当協会会員※ : 550 円 (税込・送料別)
・非会員 : 8,250 円 (")

Q6. 証明書の申請はいつ頃行ったらよいか。

A6. 経営力向上計画申請より前に取得する必要がありますので、お早めに申請をお願い致します。(中小企業庁「中小企業等経営強化法に基づく支援措置活用の手引き」より引用)



※その他ご不明点がある場合は、中小企業庁の以下 Q&A も参照願います。

ページ右側「よくある質問」> 「中小企業経営強化税制に関する Q&A 集」

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/>

5. (ご参考) 税制措置の適用期間と制度内容について

【中小企業等経営強化法の経営力向上設備等にかかる証明書発行】

・期 間…2023 年 4 月 1 日～2025 年 3 月 31 日

※法改正（2023 年 3 月末）により、適用期限が 2 年延長されました。

・制度概要…中小企業庁「経営強化法による支援」<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/>

※各制度内容については、必ず中小企業庁や税制措置申請先からの最新情報をご確認ください。

以上